

# 糸島市補助金設計書

所管課 農林水産課

補助金名称	間伐材等搬出補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市林業振興事業補助金交付規程

## 【長期総合計画体系】

基本目標 7 \_\_地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 \_\_農林水産業の振興

### 1 補助の目的

森林・林業を取り巻く状況としては、木材の長期低迷により林業経営の採算性が悪化し、森林所有者の林業に対する関心は低下しており、林業の担い手の減少、高齢化などにより、間伐などの森林の整備が遅れているところもあり、間伐材等の搬出に対して補助することで、林業の担い手の所得向上、自伐林家の育成、シルバー世代等の副業づくりが図られる。

### 2 成果指標

成果指標：間伐材等の搬出量(t)  
目標値：1,666t

### 3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

市内の地域森林計画対象森林内において伐採された木材をチップ用材として買い取る際、これを搬入した者に対し、糸島市商工会商品券を交付する事業（チップ用材搬出促進事業）

補助対象者

貯木場においてチップ用材搬出促進事業を行う者

### 4 補助対象(外)経費

補助対象経費

チップ用材搬出促進事業を行うのに要する経費

（チップ用材を搬入した者に対し交付した糸島市商工会商品券の額）

※林内から木材の「伐採」「搬出」「枝打ち」「玉切り」「運搬」をコスト化すると、1ト当たり約29,000円の費用がかかる。

### 5 補助率・補助限度額、積算根拠

予算に定める額以内

（貯木場においてチップ用材を買い取る価格に2,000～3,000円/tの商品券を上乗せ交付する。）

### 6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和2年度まで

間伐等の搬出に対して補助することで、林業の担い手の所得向上、自伐林家の育成などが図られ、間伐等の森林整備の意欲を向上させ林業活性化と森林の再生・保全が図られるため、公益上必要であり、継続する。